

○南丹市若年がん患者在宅療養支援事業補助金交付要綱

令和 7 年 3 月 19 日

告示第 66 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、若年のがん患者が、住み慣れた自宅で最期まで自分らしく安心して日常生活を送ることができるよう、在宅における療養生活を支援し、患者及びその家族の経済的負担の軽減を図るため、若年がん患者に対して交付する南丹市若年がん患者在宅療養支援事業補助金(以下「補助金」という。)に関し、南丹市補助金等の交付に関する規則(平成 18 年南丹市規則第 64 号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第 2 条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 18 歳に達する日から 40 歳に達する日の前日までに次条に規定するサービスを利用した者であって、当該サービスの利用時に市内に住所を有するもの(住民基本台帳法(昭和 42 年法律第 81 号)に基づき、本市の住民基本台帳に記録されている者をいう。ただし、児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)に基づく小児慢性特定疾病医療給付制度の対象となる 20 歳未満の者を除く。)
- (2) 医師ががんの回復見込みがない状態に至ったと判断した者
- (3) 在宅療養の支援及び介護が必要な者
- (4) 他の制度において同等の助成又は給付を受けていない者

(補助対象経費)

第 3 条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、次に掲げるサービス(以下「サービス」という。)の利用に必要な経費であって、市長が必要かつ適当と認めるものとする。

(1) 在宅サービス

- ア 介護保険法(平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。)第 8 条第 2 項に規定する訪問介護に相当するサービス
- イ 法第 8 条第 3 項に規定する訪問入浴介護に相当するサービス
- ウ その他、身体介護、生活援助、通院等乗降介助に相当するサービス
- (2) 法第 8 条第 12 項に規定する福祉用具貸与に相当するサービス
- (3) 法第 8 条第 13 項に規定する特定福祉用具販売に相当するサービス

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象経費に10分の9を乗じて得た額(1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)とし、補助対象者1人につき、事業の対象となるサービス及びその利用料の上限額は、別表に定めるとおりとする。

(登録申請及び承認)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、南丹市若年がん患者在宅療養支援事業補助金登録申請書(様式第1号)に南丹市若年がん患者在宅療養支援事業補助金に係る意見書(様式第2号)その他市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、登録の可否を決定し、南丹市若年がん患者在宅療養支援補助金登録決定(不決定)通知書(様式第3号)により、申請者に通知するものとする。

(変更等の申請)

第6条 申請者は、前条第2項の規定により登録の決定を受けた者(以下「登録者」という。)が、次の各号のいずれかに該当するとき又は登録を中止しようとするときは、南丹市若年がん患者在宅療養支援補助金登録変更(中止)届出書(様式第4号)により、速やかに市長に届け出なければならない。ただし、市長が認めるときは、この限りでない。

(1) 第2条に規定する要件に該当しなくなったとき。

(2) 前条第1項の申請事項に変更があったとき。

(登録の取消し及び中止)

第7条 市長は、登録者が補助金の交付を受けることが適当でないと認めるときは、登録を取り消すことができる。

2 市長は、申請者から前条の規定による中止の届出があったとき又は前項の規定により登録を取り消したときは、南丹市若年がん患者在宅療養支援補助金登録取消(中止)通知書(様式第5号)により、申請者に通知するものとする。

(補助金の交付申請)

第8条 第5条第2号の規定により登録決定の通知を受けた申請者は、別表に規定する補助対象経費のうち、在宅サービス又は福祉用具貸与についてはサービスの利用を開始した日の翌日から起算して1年以内に、福祉用具販売については福祉用具を購入した日の翌日から起算して1年以内に、南丹市若年がん患者在宅療養支援補助金交付申請書兼請求書(様式第6号)に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(1) サービスを利用した日又は福祉用具を購入した日及び要した金額の明細が分かる書類

(2) その他市長が必要と認める書類

(補助金の決定)

第9条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付の可否を速やかに決定し、南丹市若年がん患者在宅療養支援事業補助金交付決定（不決定）通知書（様式第7号）により、登録者に通知するものとする。

(交付の取消し)

第10条 市長は、補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）が虚偽その他の不正の行為により補助金の交付を受け、又は受けようとしたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により助成金の交付の決定を取り消したときは、南丹市若年がん患者在宅療養支援補助金交付決定取消通知書（様式第8号）により交付決定者に通知する。

(補助金の返還)

第11条 市長は、前条の規定による取消しをした場合において、補助金が既に交付されているときは、補助金の交付を受けた者に対し、若年がん患者在宅療養支援補助金返還通知書（様式第9号）により当該補助金の返還を求めるものとする。

(医師への照会)

第12条 市長は、必要と認めるときには、補助対象者の病状及び治療内容について医師の意見を求めることができる。

(実績報告)

第13条 南丹市補助金等の交付に関する規則第14条の規定による実績報告については、第8条に規定する申請書の記載内容をもって、実績報告書があったものとみなす。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この告示は、公表から施行し、令和7年4月1日から適用する。

別表（第4条関係）

サービス区別	補助対象経費	上限額
在宅サービス	訪問介護、訪問入浴介護（身体介護、生活援助、通院等乗降介助）に係る経費	1 箇月当たりの利用料が 80,000 円以下の場合は、1 箇月当たりの利用料に 10 分の 9 を乗じて得た額（1 円未満の端数は切り捨て）。1 箇月当たりの利用料が 80,000 円を超えた場合は、月額 72,000 円。
福祉用具貸与	手すり（工事を伴わないもの）、スロープ（工事を伴わないもの）車いす、車いす付属品、歩行器、歩行補助つえ、特殊寝台、特殊寝台付属品、床ずれ防止用具、体位変換器、移動用リフト、自動排泄処理装置等の貸与に係る経費	
福祉用具販売	腰掛便座、簡易浴槽、自動排泄処理装置の交換部品、移動用リフトのつり具の部分、入浴補助用具等の購入に係る経費	1 人当たりの利用料が 100,000 円以下の場合は、利用料に 10 分の 9 を乗じて得た額（1 円未満の端数は切り捨て）。1 人当たりの利用料が 100,000 円を超えた場合は 90,000 円。